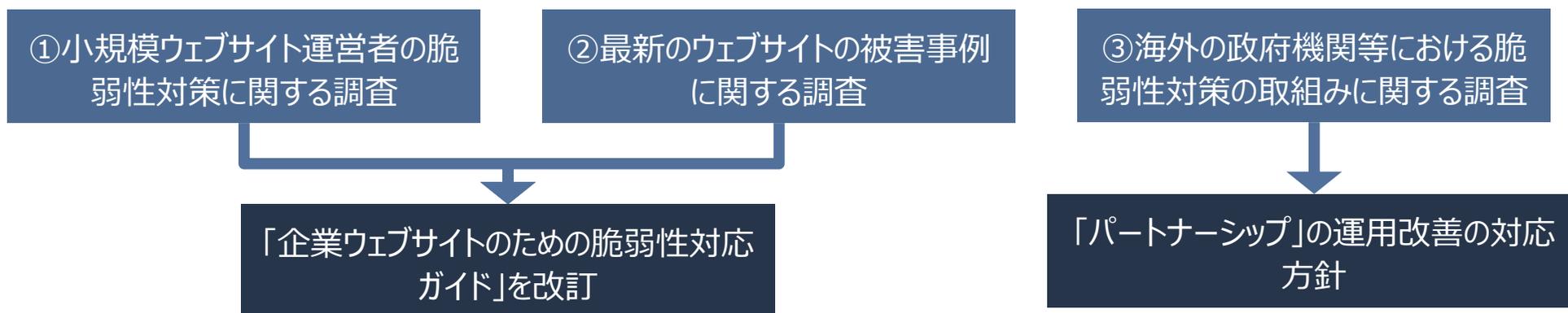

2020年度検討方針

IPA 調査内容

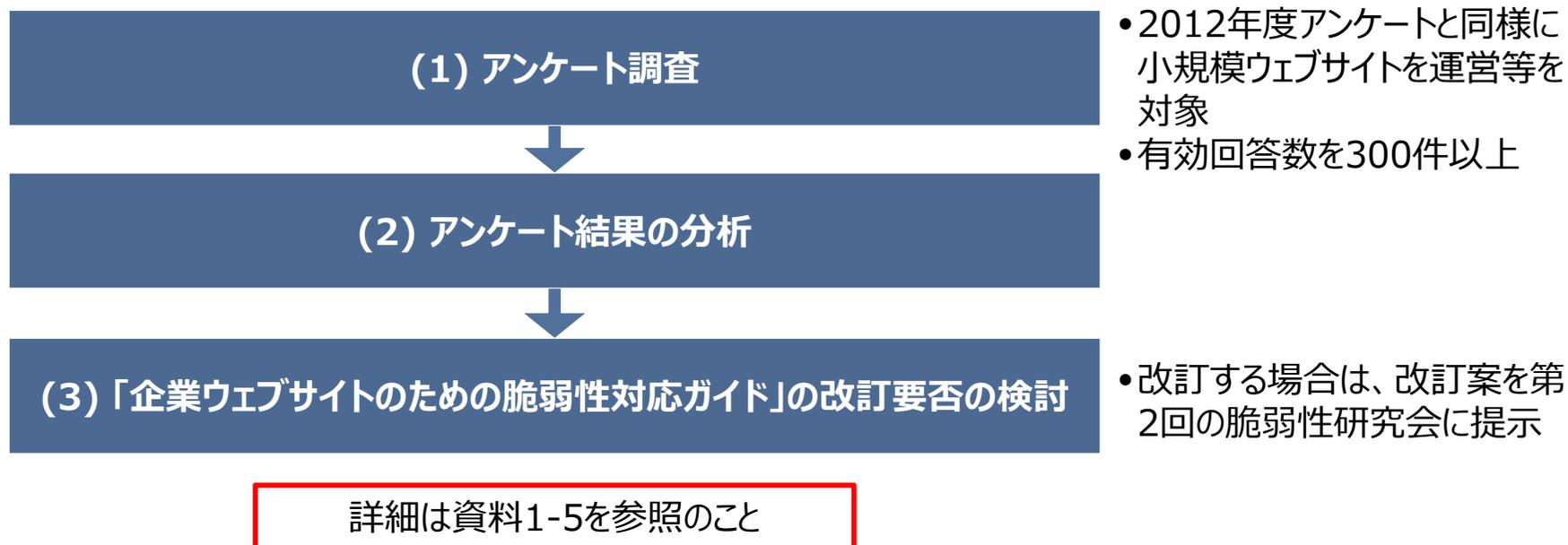
- パートナーシップは、「ソフトウェア製品等の脆弱性関連情報に関する取扱規程」（平成29年経済産業省告示第19号）に基づく公的な制度として運用されているという点で、国際的にも例を見ない独自の制度といえるが、その一方、脆弱性情報の取扱いは国際的な連携により実施することが必要となってきた。
- また、パートナーシップで扱う脆弱性関連情報にはソフトウェア製品以外にウェブサイトがある。ウェブサイトは生活に欠かせないものとなっており、ウェブサイトの脆弱性を放置することはウェブサイトの運営組織や利用者に被害を及ぼすことになりかねない。
- 今年度はウェブサイトでの脆弱性対処に関する普及啓発を実施することで、ウェブサイトでの適切な脆弱性対処の実現をめざす。
- あわせて、海外での脆弱性対策の取組み状況を調査し、パートナーシップの運営等の改善を図ることで、あるべきパートナーシップの形成とより迅速な脆弱性対処の実現をめざす。

2020年度の調査項目とアウトプット



IPA 小規模ウェブサイト運営者の脆弱性対策に関する調査

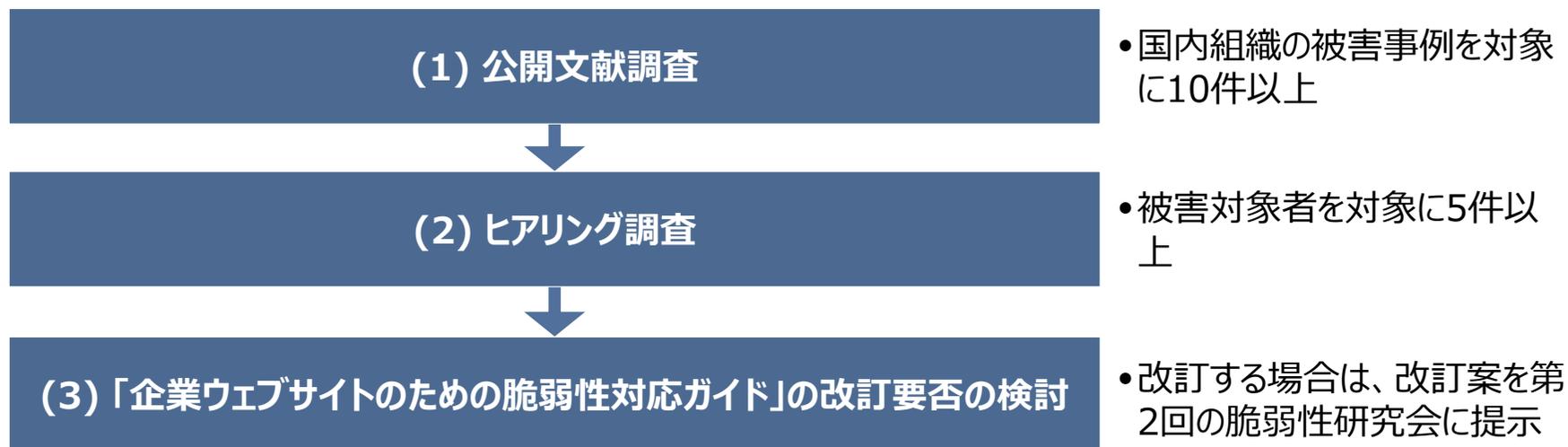
- パートナーシップでのウェブサイトに関する届出や修正対応の状況を踏まえると、大規模、中規模の運営者の場合は、修正が完了する割合が約70%以上であるが、特に小規模の運営者（30名以下）の場合は、55%程度と修正完了の割合が低減しており、脆弱性対策を進めるうえで課題があると推測される。
- このため、小規模ウェブサイト運営者における脆弱性対処の現状に関するアンケート調査を行い、その結果から導き出されるウェブサイト運営者として課題を抽出するとともに、課題への対処方法を検討するとともに、「企業ウェブサイトのための脆弱性対応ガイド」の改訂の可否を検討



IPA 最新のウェブサイトの被害事例に関する調査

- ウェブサイトの脆弱性対策については、ウェブサイト運営者に対して、脆弱性対策の必要性について普及・促進を実施しているが、ウェブサイトの脆弱対策の必要性が理解されにくい状況であると推察する。

- そこで、脆弱性対策の必要性を理解して頂くためには、脆弱性を放置していると被害が発生することを示すことが効果的と考え、実際に発生したウェブサイトの被害事例を調査して、資料として取り纏める。



詳細は資料1-6を参照のこと

海外の政府機関等における脆弱性対策の取組みに関する調査

- パートナーシップの運用において、脆弱性情報の取扱いは国際的な連携により実施することが必要となってきた。
- このため、海外の政府機関・公的機関の脆弱性対策に関する文献調査を行い「パートナーシップ」の運用改善の対応方針を検討する。

(1) 海外の政府機関・公的機関の脆弱性対策に関する文献調査

・調査件数：6件以上

(2) 「パートナーシップ」の運用改善の対応方針のとりまとめ

詳細は資料1-7を参照のこと

[調査項目の例]

法律等の基づいて実施をしている脆弱性対策の取組み内容、実施方法
法律の適用（強制）範囲
脆弱性対策を実施する上での課題や、阻害要因